

青梅市新生涯学習施設（仮称）新築機械設備工事にかかる契約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

（説明）

平成 3 0 年 4 月 3 日に議決された議案第 1 3 3 号「青梅市新生涯学習施設（仮称）新築機械設備工事にかかる契約の締結について」の契約金額および契約の期間を変更したいので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定にもとづき、この案を提出いたします。

青梅市新生涯学習施設（仮称）新築機械設備工事にかかる契約の変更について

青梅市新生涯学習施設（仮称）新築機械設備工事にかかる契約金額および契約の期間を下記のとおり変更する。

記

1 契約金額

変更前 ￥ 2 1 2 , 2 0 9 , 2 0 0 . —

（消費税および地方消費税を含む金額）

変更後 ￥ 2 1 3 , 5 0 5 , 2 0 0 . —

（消費税および地方消費税を含む金額）

2 契約の期間

変更前 平成 3 0 年 4 月 3 日から平成 3 1 年 3 月 1 2 日まで

変更後 平成30年4月3日から平成31年3月25日まで